

出産費  
家族出産費及び同附加金請求書

所属所文書受付印

受付

〇〇.〇〇.〇〇

共済小学校

共済事務担当者印



※ 決定金額	出産費	同附加金
--------	-----	------

双生児等を出産した場合は、  
出生児ごとに給付される。  
請求書は1枚で可。

受取代理制度を利用する場合は  
「出産育児一時金等支給申請書」  
で手続きを行う。

利用の有無で添付書類が異なる。注3参照。

組合員証記号番号		所属所名		所属所コード	
組合員氏名		公立 鹿		765432	
キョウサイ タロウ		被扶養者自身が以前加入していた健康保険等 から給付を受けられるときは支給されない。 被扶養者認定から6か月以内の出産の場合に は確認書類を求められることがある。			
共済 太郎		出産者氏名		共済 花子	
年号		出産年月日		出産児数	
5		〇〇 12 01		1	
死産児数		出産児氏名及び続柄		共済 秋子 (長女)	
		直接支払制度 利用の有無		有 無	
被扶養者が出産する場合		組合員が資格喪失後に出産する場合			
資格取得日 (組合員証で確認)		令和 〇年 9月 1日		資格喪失日 (退職日の翌日)	
資格取得以後6か月 以内の出産の場合 以前加入の健康保 険名・記号・番号		<input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 記号 〇〇〇 番号 123456		現在加入の健康保険 名・記号・番号 <input type="checkbox"/> 健康保険組合 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 記号 番号	
出産費・家族出産費		同 附 加 金		合 計	
〇〇〇, 〇〇〇 円		50,000 円		△△△, △△△ 円	

上記のとおり請求します。

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

〒 890-8566

令和 〇年 12月 15日

住 所 鹿児島市共済町2-2

産科医療補償制度加入の医療機関等で出産したときの例 (注4参照)

例1: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が下回るとき  
420,000円 - 396,370円(出産費用) = 23,630円 → 23,630円を記入。

例2: 直接支払制度を利用し、法定給付額(420,000円)を出産費用が上回るとき  
420,000円 - 435,000円(出産費用) = △15,000円 → 〇円を記入。

例3: 直接支払制度を利用しないとき  
420,000円(法定給付額)を記入。  
※「直接支払制度 利用の有無」欄の「無」に〇をする。

- ※印欄は記入しないでください。
- 出産証明書欄に医師又は助産師の証明を受けたうえ、提出してください。
- 直接支払制度を利用した場合は①・②の書類を、利用しない場合は①・③の書類を添付してください。
  - 医療機関と合意した文書の写し
  - 費用の内訳を記した明細書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
  - 医療機関等の領収書の写し (産科医療補償制度に加入している医療機関等の場合は、「産科医療補償制度加入機関」のスタンプが押されているもの)
- 出産費・家族出産費欄は、直接支払制度を利用した場合は法定給付との差額を、利用しない場合は法定給付額を記入してください。

出 産 証 明 書	出産者氏名	出産児数
	(共済 花子) は、令和 〇年 12月 1日に (1) 名を 出産、死産、早流産 (妊娠 〇 月) したことを証明する。 又は (妊娠 〇 週) (妊娠 〇 日)	
	令和 〇年 12月 2日	住所 鹿児島市城山町2-2
	証明者 (医師又は助産師)	氏名 鹿児島産婦人科 医師 鹿児島太郎

法定給付額  
・産科医療保障制度加入の  
医療機関等で出産: 420,000円  
・産科医療保障制度未加入の  
医療機関等で出産または胎週数  
22週未満での出産: 404,000円 (死  
産を含む)

妊娠13週(85日)以降の流産、死産等または母体保護法に基づく  
妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶のときにも支給されます。